

令和6年第6回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和6年6月27日（木）15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員
4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員
7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員
9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員
11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員
堀之内 済 委員 宮島 一人 委員
村瀬 勝美 委員

欠席委員

6番 曾根 大祐 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
書記 山浦 勝義
書記 津田 卓也
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号 専決第 1 号 専決第 2 号 専決第 3 号 その他	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 日進市農用地利用集積計画について 日進市農用地利用集積計画（一括方式）について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 事業計画変更について 生産緑地のあっせん願いについて 公共転用届について
--------------------	---	--

開会	(1 5 : 0 0) 事務局長 議長 事務局 議長 事務局	定刻になりましたので、只今より令和 6 年第 6 回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。 ▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は、4 番、5 番の両名ですのでお願いいたします。 本日の会議に傍聴の申し出はございますか。 本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。 それでは議案に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」1 ページをご覧ください。番号 1 3 番から 1 5 番については、同一の譲受人による農地の取得になりますのでまとめて説明します。 申請地の場所につきましては、2 ページの地図をご覧ください。 申請地は、岩藤南交差点から南西に約 1 7 0 メートルに位置する 3 筆で、登記地目、現況地目はいずれも田で、面積は 3 筆合計で 2, 3 1 6 ㎡です。 申請法人は、昭和 5 6 年に設立、日進市岩藤町に所在し、花苗・観葉植物の生産、販売、園芸用資材の販売を行っています。 本店は本市にありますが、主な農地は豊田市にあり、その農地は貸借により温室や露地栽培などで利用されております。 また、直近では、岩藤町の本社の周辺での農地の集約を進めており、このたび、営農地の拡大のための農地取得の申請をするものです。 法人の農地取得に必要な「農地所有適格化法人」の要件についてですが、法人の形態、事業要件、構成員要件、役員要件の要件を満たしていることを申請書から確認しています。 農業用機械は、トラクター 1 台を所有しています。必要に
----	---	---

		応じて農機具を整備していく予定です。 今後、先に取得した土地とあわせて、整地後に花苗の試作・生産農場にする予定としています。 農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、申請者の農地取得に関して特段支障ございません。 議案第1号の説明は以上です。 議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	議長	
	委員	工事の着手の目途は立っているのか。
	事務局	具体的な予定は聞いておりませんが、日進市開発等事業に関する手続条例と合わせて着手していく予定です。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
	議長	(全員挙手)
		全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。
		続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
		それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。
		議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」3ページをご覧ください。
		1番の申請者の自己用住宅を建築するものについて説明します。
		申請地は、日進中学校の南に約50メートルに位置する農地で、地目・現況ともに畑で面積は270㎡です。
		申請者は、3年前に婚約し借家暮らしでしたが、現在は、高齢の母の面倒を見る為に、申請地に隣接する本家にて、妻と一緒に母と同居をしております。
		今後の家族計画を考える上で家族が増えることも望んでおり、本家に隣接する自己所有地である申請地であれば、高齢

		の母のケアが可能であることから、当該地において住宅建築の計画をされたものになります。 排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地北側の既設側溝に放流するため、周囲の農地に対する問題はないと思われます。 農地法第4条第6項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。 議案第2号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等ございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします それでは、事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」4ページをご覧ください。 番号7番の自己用住宅を建築するものについて説明します。 申請地は、東部保育園から南に約100mに位置する1筆で、登記地目・現況地目はいずれも畑で面積は153㎡です。 申請者は現在、隣接する祖父が暮らす本家敷地内に、家族3人で同居しています。今後の家族計画を考える上で現在の住居では手狭であるため、一戸建て住宅の建築を計画したものになります。 申請者には自己所有地がなく、両親に相談したところ、父親が所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。
	議長	
	議長	
	事務局	

		排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の既設側溝に放流するため、周囲の農地に対する問題はないと思われます。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。 続きまして、番号8番の案件について説明します。 申請地は、保健センターから北西に約100mに位置する3筆で、登記地目は畑・現況地目はいずれも雑種地で面積は合計で489㎡です。 申請者は、令和4年に申請地東側で、前の喫茶店を引き継ぐ形で、新規に喫茶店を開店しています。その際に、諸官庁の許可を得ず、来店者及び従業員の駐車場として申請地を造成し、現在まで使用している状況であり、違反状態を是正するため、始末書を添付し農地転用の許可申請がされたものになります。 現店舗の客席数は32席で、来店者のほとんどが車両による来店であることから、来店者及び従業員用の駐車場が必要な状況であり、引き続き駐車場としての利用を計画しているものになります。 排水について、自然浸透し、周囲の農地に対する影響のない計画となっており、問題はないと思われます。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。
	議長	議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	委員	8番の案件についてここまでの面積が必要か。
	事務局	駐車台数20台分と客席32席分、従業員数を考えれば妥当であると考えます。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします

	議長 事務局 議長 議長	(全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 3 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。 6 番の案件について 7 ページをご覧ください。 場所につきましては、8 ページの地図をご覧ください。 対象地は、赤池公民館から北西に約 1 3 0 メートルの位置に所在する 1 筆と日進赤池箕ノ手土地区画整理事業地内で、赤池駅から南東に約 9 6 0 メートルに位置する 2 筆の仮換地の 1 筆になります。 この生産緑地は、申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。 以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。 議案第 4 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等ございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 4 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 5 号「日進市農用地利用集積計画について」と議案第 6 号「日進市農用地利用集積計画（一括方式）について」は農地の利用権設定についての案件になりますので、まとめて事務局から説明をお願いします。 なお、推進委員については、総会において区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べるができます。 推進委員の皆様には、第 5 号議案・第 6 号議案について意
--	--	---

	事務局	見等がありましたら発言をお願いします。 また、議案第6号の番号1番、5番については、委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条で、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと定められているため、該当の委員には、事務局説明が終わった後、自己案件の審議の際に退席を求めますのでお願いいたします。 では事務局から説明をお願いします。 議案第5号「日進市農用地利用集積計画」について、説明させていただきます。 4件の利用権設定がありますが、説明については、時間の都合上、市内で初めて利用権を設定する新規就農者の方と新規設定農地の案件のみとさせていただきます。 それでは、説明いたします。 11ページをご覧ください。 整理番号2番、借受人は名古屋市名東区の社会福祉法人です。 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事することについては、社会福祉法人の理事が令和4年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、従事日数は200日、農業従事者の状況は、農業専従者が3名、補助者が2名です。農業用機械の所有状況については、耕運機、草刈機を所有しています。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、12ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、賃料は、1筆2,000円で、貸借期間は1年です。 続きまして、議案第6号「日進市農用地利用集積計画（一括方式）」について、説明させていただきます。中間管理機構を介しての利用権設定が6件あります。 15ページをご覧ください。 整理番号1番、借受人は名古屋市天白区在住の37歳男性です。 年間従事日数は260日。農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、耕運機・トラクター・田植え機・草刈り機を所有しています。
--	-----	---

		下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、16ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、水稻の作付けを予定しており、賃料は、2筆で5,000円で、貸借期間は10年です。 続きまして、整理番号2番、借受人は名古屋市名東区在住の65歳男性です。 年間従事日数は200日。農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、草刈り機を所有しています。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、18ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は2年の使用貸借権の設定です。 続きまして、整理番号3番、借受人は小牧市在住の37歳男性で、令和6年6月に青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者になります。 年間従事日数は200日。農業従事者の状況は、本人と母親の2人の予定です。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、20ページの地図の整理番号3をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、ハウスを建設し、イチゴの苗を栽培する計画となっており、賃料は、2筆で50,000円で、貸借期間は1年の設定です。 続きまして、整理番号4番、借受人は藤枝町在住の46歳男性で、令和6年4月に青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者になります。 年間従事日数は200日。農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、田植え機・コンバインを所有しています 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、22ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜の栽培と今後取得する農業用機械を保管する場として利用すると伺っております。賃料は1筆で120,000円で、貸借期間は5年の設定です。 続きまして、整理番号5番、借受人は五色園三丁目在住の58歳女性です。
--	--	--

		年間従事日数は３００日。農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、耕運機を所有しています。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、ページ戻りまして２０ページの地図の整理番号５をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜の栽培を予定しており、賃料は１筆５，０００円で、貸借期間は５年の設定です。 続きまして、整理番号６番、借受人は米野木町南山在住の６８歳男性です。 借受人は、令和５年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、市内で初めての利用権設定になります。 年間従事日数は１５０日。農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、耕運機・トラクター・田植え機を所有しています。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、２５ページと２６ページの地図をご覧ください。 ２５ページの１筆では水稻、２６ページの４筆では野菜の栽培を予定しており、貸借期間は１０年で使用貸借権の設定です。 説明が終わりましたが、まず議案第５号について、何かご意見・ご質問等がございますか ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第５号「日進市農用地利用集積計画について」賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ということで、議案第５号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第６号について、番号１番、５番を除く案件について、ご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第６号の１番、５番を除く「日進市農用地利用集積計画（一括方式）について」賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手）
	議長	
	議長	

	議長	全員賛成ということで、議案第6号1番、5番を除く案件については、原案のとおり可決とします。 引き続き番号1番と5番の審議に入ります。 該当委員は一時退席をお願いします。 (該当委員：一時退室)
	議長	番号1番と5番について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第6号「日進市農用地利用集積計画（一括方式）について」の内1番と5番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第6号の内、1番と5番については、原案のとおり可決とします。 退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。 (牧委員 入室)
	議長	委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。 続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。専決について一括で報告) ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 4件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 12件 ・農地法第18条第6項の規定による通知 2件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
	事務局	続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。) ・事業計画変更について ・生産緑地のあっせん願いについて ・公共転用届について
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。

	事務局	続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。
	議長	(事務連絡) ・来月の農業委員会 7月29日(月) 午後3時 本庁舎4階第1会議室 ・転作現地確認について それでは、これをもちまして、令和6年第6回農業委員会を終了させていただきます。
	(15:40)	長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。